

NPO法人 介護サービス非営利団体 ネットワークみやぎ



● 2011 年度福祉サービス苦情解決の第三者委員研修・情報交流会報告

8月12日(金)13時30分からフォレスト仙台5階501会議室において21人の出席で開催しました。

最初に樋口理事長より各団体会員からの委嘱状が新しい委員2人を含む5人の委員に手渡されました。共同委嘱は15団体会員、140事業所で、委嘱期間は2011年7月1日から2013年6月30日です。

次に、介護ネットみやぎと各事業所からこの1年間の苦情相談報告がありましたが、第三者委員への相談は0件でした。その後、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の一部改正による介護現場等における現状について情報交流を行い、介護職員によるたんの吸引を行うことはかなり難しいという感想があげられました。たんの吸引や経管栄養は医療行為であり医師、看護職員が実施しているものです。介護職員でも技術的には研修を積みれば出来ることではと思いますが問題は急変した時の責任です。今後はこういったことから発生する生命・身体に関する苦情がふえるでしょう。訪問看護利用料が高いから訪問介護で安くしようという背景があり、また医療とチームを組まない危険だと思われまます。といった意見も出されました。

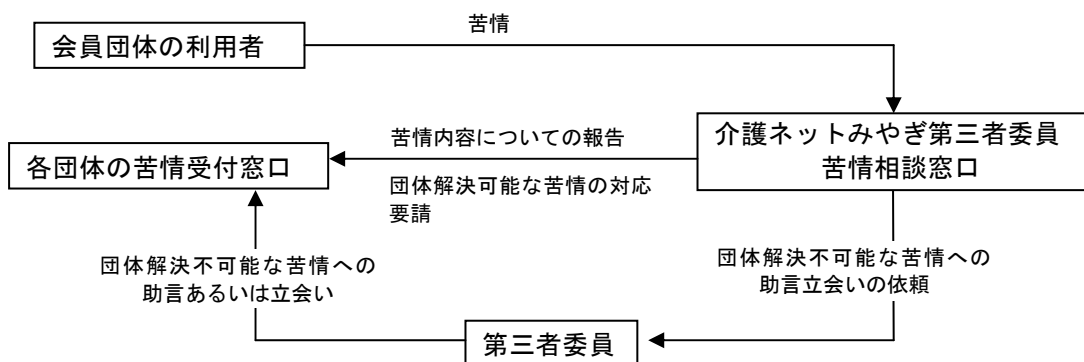


今年度から委員になられた
阿部さん(左)と齋藤さん

第三者委員

- 阿部 徹 (民生児童委員)
- 齋藤 幸子 (消費生活専門相談員)
- 高橋 昭 (前なのはな会理事長現在相談員・経営コンサルタント)
- 水谷 英夫 (弁護士)
- 渡辺 礼子 (ボラネット杜の丘代表・ボランティアアドバイザー・地域福祉推進員)

第三者委員の相談の流れ



介護ネットみやぎの基本理念

私たちは、いつでも、だれでも安心して暮らせる社会をめざしています。介護が必要な人にとって、体のケアだけでなく、心のケアも念頭においた利用者本位のケアプランが作成され、安心して介護サービスを受けられることが最も大切です。私たちは知恵と力を合わせ、良質な介護サービス提供と健全な事業運営のためにいっそうの研修にはげむとともに情報を共有しネットワークをひろげ、もって要介護者と介護者の人権擁護(尊重)、地域住民の福祉向上に資することを目的とします。

介護ネットみやぎ参加団体 宮城県生活協同組合連合会・みやぎ生活協同組合・生活協同組合あいコープみやぎ・松島医療生活協同組合・全国労働者共済生活協同組合連合会宮城県本部・みやぎ県南医療生活協同組合・JA宮城中央会・財団法人宮城厚生協会・宮城県高齢者生活協同組合・社会福祉法人仙台ビーナス会・社会福祉法人こーぷ福祉会・社会福祉法人宮城厚生福祉会・特定非営利活動法人ゆうあんどあい・特定非営利活動法人WACまごころサービスみやぎ・特定非営利活動法人ひまわり・特定非営利活動法人ほっとあい・特定非営利活動法人グループゆう・協同組合日専連仙台・宮城県民主医療機関連合会・宮城県労働者福祉協議会・宮城民医連事業協同組合

● 8月2日、宮城県震災復興計画（第2次案）についての意見を提出しました。

宮城県震災復興計画（第2次案）についての意見

被災地において過酷な状況の中で、力を尽くしているみなさまに敬意を表するとともに、介護の現場の早急な復興を願っています。

宮城県で全壊、水没した高齢者福祉施設は、特別養護老人ホーム（特養）10ヶ所、介護老人保健施設2ヶ所、認知症高齢者グループホーム20ヶ所に上ります。特養だけでも県全体の1割に当たる550床が失われ、通所介護施設等の多くも被災しており、半壊や一部損壊の施設は膨大な数に上ります。震災から4ヶ月が過ぎました。プライバシーが守られず、衛生上からも劣悪な住環境の避難所で暮らす高齢者に、介護が必要になる事例が増えています。震災後体調を崩す高齢者、要介護認定の申請者も増えています。介護事業所の復旧のための迅速な財政支援が重要になっています。

被災地において雇用情勢は一向に改善されず、失業者は増え続けています。被災者の生活再建は長い道のりとなることでしょう。また、東京電力による原発事故は農林水産業に大きな影を落としています。

私たちは、できるだけ早く、被災地のみなさまが、穏やかな暮らしを取り戻すことを切に願っています。このことを実現する『宮城県震災復興計画』が策定されることを要望し以下の意見を述べます。

1. パブリックコメントの意見、説明会の意見などを含め、宮城県民、なにより被災者・被災地の意見を反映させた『宮城県震災復興計画』とすること。

また、この間『復興計画』にたいしてだされた様々な意見要望について、公表すること。

『宮城県震災復興計画』（第2次案）（以下『復興計画（案）』）の策定の趣旨として『本県を襲った未曾有の大震災から県民と力を合わせて復興を成し遂げていくためには、従来とは違った新たな制度設計や思い切った手法を取り入れていくことが不可欠です。このため、宮城県震災復興計画は、「提案型」の復興計画として策定しました。』としており、つまりトップダウンの計画です。県民の思いからつくりあげられた『復興計画』でなければ県民一丸となった復興を成し遂げることはできません。

単に聞き置くだけのパブリックコメントの実施ではなく、すべてのパブリックコメントを公表し、第三者によりこれを評価し、復興計画に反映させることを望みます。この間、宮城県が行った、県民への説明会および市町村等から出された意見もすべて公表し、これらの意見をどのように『復興計画』に反映させたかについても、公表することを求めます。

2. 被災者の暮らしの復旧と被災地の復興を最優先にした、復興計画にすること。

特に被災したすべての介護事業所を復旧させること、そして、このことが土地の取得も含め補助金によっておこなわれ、また補助金の申請は一本化、書類の簡略化等、手続きを迅速にすること。

『復興計画（案）』の『基本理念』において『「復旧」だけにとどまらず、これからの県民生活のあり方を見据えて、県の農林水産業・商工業のありかたや、公共施設・防災施設の整備・配置などを抜本的に「再構築」することにより、県勢の発展を見据えた最適な基盤づくりを図っていくことが重要です。そして、災害からの「復興」にとどまらず、人口の減少、少子高齢化、環境保全、自然との共生、安全・安心な地域社会づくりなど現代社会を取り巻く諸課題を解決する「先進的な地域づくり」に取り組んでいく必要があります。』としています。基本理念を実現する『復興のポイント6』の『地域を包括する保健・医療・福祉の再構築』の具体的な取組として『新しいまちづくりを想定した病院・診療所・福祉施設の適正な配置と、相互の連携による地域包括ケアシステムを確立します。』としています。『復興計画（案）』は、復旧の姿は明確にしておらず、再構築のイメージだけが先行しています。

私たちは、被災したすべての介護事業所を復旧させること、そして、このことが土地の取得も含め補助金によっておこなわれ、また補助金の申請は一本化、書類の簡略化等、手続きを迅速にすることを求めます。

3. 「災害対策のための間接税である災害対策税」とは新たな消費税に他ならず、被災地域が再生し活力を与えられるべき時期に景気低迷を加速させるともいえる災害対策税などの創設にならないよう、国のあらゆる無駄や、歳出を見直し財源を確保するよう国に求めること。

『復興のポイント10』において、必要な財源の確保「恒久的で全国民、全地域が対象となる災害対策のための間接税である災害対策税の創設」を国に求めています。「災害対策のための間接税である災害対策税」とは、新たな消費税に他ならず、逆進性の高い消費税は、被災者、被災地域経済に更なる大打撃を与えることとなります。国のあらゆる無駄や、歳出を見直し財源を確保するよう国に求めるべきです。

4. 原子力災害対応について、『復興のポイント』のひとつとして最重要課題と位置づけること。

東京電力による原発事故は農林水産業に大きな影を落としています。農林水産業の被害は目を追うごとに深刻になっています。被災者の暮らしの復旧と被災地の復興は遠のくばかりです。原子力災害対応について、『復興のポイント』のひとつとして最重要課題と位置づけ、全損害の保障がなされるよう東京電力に求めること、また、モニタリング強化および環境浄化・県民の健康確保・風評被害対策強化・災害情報の迅速な開示などについて計画し明記することを求めます。被災者の暮らしの復旧と被災地の復興がなされない限り、子ども、高齢者そして障がい者などの弱者の穏やかな生活をとるもどすことは出来ません。

5. 被災者生活再建支援法の拡充と二重債務問題への公的支援を国に求めること。

『復興のポイント4』において「中小企業の二重債務問題に対する国の支援制度の導入」を検討すべき課題としています。しかし、中小企業のみならず、被災者の生活再建のために、被災者生活再建支援法の拡充と二重債務問題への公的支援が必要です。被災者生活再建支援法にもとづく支援金は、全壊で上限300万円です。全壊・半壊の住宅の再建のために支援額の増額をはかるなど、被災者生活再建支援法の拡充を国に求めるようにしてください。

さらに、滅失・流失した住宅、事業所、店舗、工場、病院、漁船、機械等そして自動車ローンなどに対する既存債務を免責し、「二重債務」問題を解消し、被災者の生活再建がすすむよう、既存債務の買取制度など法的制度の拡充・整備を国に求めてください。

6. 災害時の介護体制及び高齢者支援体制の確保のために必要な政策を明記すること。

今回の震災において在宅の要介護者の安否の確認は手付かずした。しかし、介護事業所は利用者の安否確認をかなり早い段階で行っています。居宅介護事業所の情報を収集すれば、在宅の要介護者の安否確認がかなりの精度で把握できるものと思われます。

訪問介護・訪問看護サービスはガソリンの確保が困難なためサービス提供に支障をきたしました。命に係わる訪問介護・訪問看護はすべて緊急指定車両とすべきです。

高齢者のみの世帯において、災害時の食料確保および水の確保は困難を極めました。かたや自治体において、支援物資が山積みになっているとも聞きました。必要なところに物資が届いていない実態が見受けられました。地域包括支援センターが、介護事業所や、高齢者世帯に支援物資を提供できるような体制を構築すべきです。

『分野別の復興の方向性（7）防災・安全・安心』に「4 災害時の医療体制確保」が明記されています。災害時の介護体制及び高齢者支援体制の確保についても、必要な政策を明記することを求めます。

● 2011 年度第 1 回地域密着型サービス外部評価審査委員会報告

7 月 26 日(火)15 時から介護ネットみやぎ事務所において 7 人の出席で開催しました。介護ネットみやぎ 2011 年度事業計画(総会議案書・地域密着型サービス外部評価受審のご案内送付一覧)、2010 年度事業報告、2011 年度事業実施状況報告(2011 年 7 月 25 日現在)、利用者家族アンケート結果記述一覧、事業所や利用者家族からの質問及び回答などについて入間田範子事務局長が概要を説明し、地域密着型サービス外部評価審査委員に意見などをいただきました。

また、3 月 11 日(金)の震災時や震災後の状況、対応について報告されお話をいただき、地域の防災対策の見直しや成年後見、未成年後見人による問題点などが課題として提案されました。

＜地域密着型サービス外部評価審査委員＞

岩崎利次(いわさき生活福祉研究所代表)

井上博文(シンフォニーケア株式会社常務取締役・みやぎ小規模多機能型居宅介護連絡会代表)

齋藤昭子(NPO 法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ副理事長・みやぎ生協理事長)

齋藤信子(社会福祉法人仙台ビーナス会法人総括施設長)

千葉由紀枝(公益社団法人認知症の人と家族の会 宮城県支部世話人)

● 2011 年度情報の公表調査員臨時研修報告

8 月 3 日(水)13 時 30 分から、フォレスト仙台 5 階 501 会議室において調査員 39 人の出席で開催しました。保険会社から情報の公表制度調査員の保険の保障内容についてお話いただいた後、今年度の調査マニュアルや調査時の注意点などの確認をし、年間計画のお知らせをしました。

● 2011 年度情報の公表調査員第 2 回研修報告

9 月 1 日(木)10 時 30 分から、フォレスト仙台 5 階 501 会議室において調査員 37 人の出席で開催しました。

午前の学習会「特定施設とは?」では、小野ともみさん(宮城厚生福祉会理事長)を講師にお招きし、特定施設と呼ばれる各種施設の内容や介護保険との関係についてと、地域包括ケアシステムについて学びました。

午後からは、地域別に 7 グループに分かれ、秋に予定されている調査員自主企画による施設見学の打ち合わせをしました。



学習会の様子 講師の小野ともみさん(中央)

特定施設とは

特定施設とは、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅の 4 つの内、決められた条件を満たした施設を指します。

* 特定施設入居者生活介護とは?

特定施設に入居している要介護者に対して、介護サービス計画に基き、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上ならびに療養上のお世話、機能訓練をすること。「特定施設入居者生活介護」の事業者指定を受けていない場合、介護保険の対象となりません。